

COIプログラム「COI 若手連携研究ファンド」提案要領

令和3年度 提案募集のポイント

1. 提案募集の狙い

- フェーズ1（H25～H27）及びフェーズ2（H28～H30）の進捗を踏まえ、フェーズ3では、ビジョン横断的又は拠点横断的な研究開発連携（以下「連携研究」という。）の一層の活性化を図り、ビジョンの実現を目指したCOI拠点における社会実装に向けた研究開発を加速します。
- COI拠点における連携研究の企画・実施に際しては、従来の枠に納まらない斬新で柔軟な発想やこれまでの常識を越える発想、異分野・異業種・他機関との対話等を実行する行動力が求められます。
- COI拠点への若手研究者の求心力を喚起することを念頭に、有効な連携研究を発掘し推進するため、若手研究者が研究企画から主体となって研究を行う支援制度として「**COI 若手連携研究ファンド**」（以下「**若手ファンド**」という。）をCOIプログラム内にて実施しています。
- 平成30年度からは、拠点外の研究機関との連携研究も対象としています。
- 今年度は審査に際して、今般の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大・長期化による社会環境や研究環境の変化を受け、DX（デジタル・トランスフォーメーション）化やWith/Afterコロナ時代に即した提案であるかどうかも加味します。
- 次世代を担うプロジェクトメンバーの積極的な提案を期待します。

2. 概要

- 若手研究者が、COI2021会議・COI学術交流会等での交流・意見交換を通じて各COI拠点の取組を理解し、単独拠点では困難な各COI拠点の目指すべき将来の姿の実現に資する研究成果の創出を目指した連携研究テーマを企画・提案します。
- JSTは実施テーマを選定し、若手研究チームによる連携研究テーマを推進するため、関連拠点に研究開発費を追加配分し、連携研究を推進します。

3. 提案対象

- 2拠点以上又は拠点外研究機関との連携研究テーマであり、研究テーマを構成する研究課題を担当する若手研究者の研究チーム提案とします。
※若手研究者の対象：
若手として20代、30代を中心とした活動を想定していますが、年齢を問わず、次世代を担うプロジェクトメンバーを対象とします。ただし、教授職・教授相当職にある者は対象外とし、任期の定めのない准教授職・任期の定めのない准教授相当職は原則として39歳以下（連携研究開始年度4月1日現在）とします。
- 国内の拠点外研究機関連携による若手研究者チームからの提案では、採択後、当該研究機関は連携する拠点のいずれかに参画する必要があります。
- 大学等や企業など参加する研究者の所属を問いませんが、COIプログラムの制度として、企業への研究開発費の配分はありません。

4. 研究チームあたりの支援規模

- 資金：連携研究テーマを構成する1課題当たり300万円上限（直接経費）
- 支援期間：1年度
- 支援件数：連携研究テーマ15件程度予定

5. スケジュール

- 募集開始 令和2年10月16日（金）
- 募集終了 令和2年12月11日（金）13時
- 書類審査 令和2年12月～令和3年1月

- 面接審査 令和3年1月下旬～2月 (都合により遅れる場合があります。)
- 選定結果の通知 令和3年3月頃

令和2年10月16日 作成

センター・オブ・イノベーション（COI）プログラム

令和 3 年度

COI 若手連携研究ファンド 提案要領

募集期間 令和 2 年 10 月 16 日（金）～令和 2 年 12 月 11 日（金）



令和 2 年 10 月

目次

I	提案募集の概要	1
1.	COI 若手連携研究ファンドについて	1
2.	支援の内容	1
	(1) 若手研究チームによる研究開発活動の支援	1
	(2) JST から支出する委託研究開発費について	2
	(3) 令和2年度新規採択の連携研究課題及び調査課題について	2
3.	募集の内容	2
	(1) 選定予定数	2
	(2) 提案の対象	2
	(3) 提案の方法	3
	(4) 提案書類の提出期限	4
	(5) 提案に必要な書類（提案書類）	4
	(6) 提出にあたっての注意事項	4
	(7) 提案情報及び個人情報の取り扱い	5
4.	審査の方法及びスケジュール	5
	(1) 審査の方法	5
	(2) 審査の手順	5
	(3) 審査の観点	6
	(4) 結果の通知等	7
	(5) スケジュール	7
II	選定後のながれ	8
1.	連携研究の実施	8
2.	研究チーム及び関連するCOI 拠点の責務等	8
	(1) 研究チームによる連携研究の推進	8
	(2) 情報共有の推進	8
3.	大学等の責務等	8
	(1) 委託研究開発契約の締結	8
	(2) COI プログラム年度計画書への反映	8
	(3) 経理管理、実施報告	9
	(4) 取得物品の帰属	9
5.	知的財産権の帰属等	9
6.	研究開発の成果等の発表	9
7.	その他	9
III	Q&A	10

提案書様式

(若手様式1) R3 提案書【提案内容】

(若手様式2) R3 提案書【特殊用語等の説明】

I 提案募集の概要

1. COI 若手連携研究ファンドについて

フェーズ 1 (H25~H27)、フェーズ 2 (H28~H30) の進捗を踏まえ、フェーズ 3 では、ビジョン横断的又は拠点横断的な研究開発連携（以下「連携研究」という。）の一層の活性化を図り、ビジョンの実現を目指した COI 拠点における社会実装に向けた研究開発を加速します。

COI 拠点における連携研究の企画・実施に際しては、従来の枠に納まらない斬新で柔軟な発想やこれまでの常識を越える発想、異分野・異業種・他機関との対話等を実行する行動力が求められます。

COI 拠点への若手研究者の求心力を喚起することを念頭に、有効な連携研究を発掘し推進するため、若手研究者が研究企画から主体となって研究を行う支援制度として「COI 若手連携研究ファンド」（以下「若手ファンド」という。）を平成 29 年度より COI プログラム内にて開始しました。平成 30 年度からは、拠点外の研究機関との連携研究も対象としています。

なお、若手ファンドでは、2 拠点以上又は拠点外研究機関との連携による連携研究として、単に各拠点が現在取り組む研究開発課題の一部を切り出したものではなく、若手研究チーム独自の発想による提案や、単独の拠点活動では得ることが困難な研究成果の創出を目指すものであって、各拠点ビジョン（目指すべき将来の姿）の実現に資する提案を期待しています。

次世代を担うプロジェクトメンバーの積極的な提案を期待します。

2. 支援の内容

(1) 若手研究チームによる研究開発活動の支援

① 研究開発費

JST からは、原則として、連携研究テーマを構成する 1 研究課題当たり 300 万円程度上限（直接経費）の研究開発費を、若手研究者（以下「若手」という。）が所属する各 COI 拠点受託機関へ追加配分します。

研究開発費には、研究チームのミーティングに必要な経費を含めることは可能です。

JST は、研究開発費を追加配分する大学等との「委託研究開発契約」に含めて契約を締結します。

例) 連携研究テーマ（直接経費 900 万円）

- ・ 研究課題 1（直接経費 300 万円）
- ・ 研究課題 2（直接経費 300 万円）
- ・ 研究課題 3（直接経費 300 万円）

② 支援期間

1 年度（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

③ 構造化チーム等による支援

研究推進上又は社会実装を目指す上で、必要な場合には、構造化チーム等による助言・相談が可能です。

(2) JST から支出する委託研究開発費について

若手ファンドとして各拠点の委託研究開発契約に追加する委託研究開発費は、連携研究の実施に必要な研究開発費の直接経費及び間接経費の総額となります。間接経費については、当該若手が所属する COI 拠点受託機関と同一の比率にて措置します。

実際に追加する委託研究開発費の額は、選定後、審査の結果等に基づき、調整することがあります。

若手ファンドによる直接経費及び間接経費の取り扱いは、COI プログラム事務処理要領に従ってください。

なお、国内の拠点外研究機関と連携する場合には、採択後、当該研究機関は連携する拠点のいずれかに参画する必要があります。

(3) 令和 2 年度新規採択の連携研究課題及び調査課題について

継続支援を希望する令和 2 年度新規採択の連携研究課題及び調査課題（以下「継続提案」という。）については、他の提案と同じく、応募・選考を経て、支援の可否を決定します。

ただし、継続は 1 年度限り（通算 2 年度まで）とし、それ以降の研究開発については、「各 COI 拠点での本テーマ化」や「他の競争的資金等外部資金による実施」など、若手自らで次の道を拓いてください。

なお、継続提案においては、1 年度間の継続によって格段の進展が見込まれ、それによって初めて達成可能となる目標を重視して審査します。

3. 募集の内容

(1) 選定予定数

連携研究テーマとして 15 件程度を予定しています。

(2) 提案の対象

① 提案者（課題代表者）

2 拠点以上の拠点間の連携又は拠点外研究機関との連携による若手研究者チームが対象です。

2 拠点以上の拠点間連携として提案する場合には、各拠点から少なくとも 1 名を課題代表者とした、課題代表者の連名による提案とします。

国内の拠点外研究機関連携による若手研究者チームとして提案する場合には、当該研究機関から少なくとも 1 名は課題代表者として提案してください。

ただし、同一の連携研究で、同一研究者が複数の課題代表者になることは出来ません。

なお、採択後は、課題代表者は原則として変更出来ません。

※拠点外研究機関の範囲

当該拠点に参画する大学・研究機関であれば、拠点活動に参加していない学部・研究室等であっても拠点外研究機関とは位置付けません。

拠点に参画する大学・研究機関・企業（拠点活動に参加していない学部・研究室・部門等を含む）に所属する研究者等との連携については対象外です。

② とりまとめ担当の指定

若手は研究チームを構成し、連携研究全体をとりまとめて代表する「とりまとめ担当」を指定してください。

③ 課題代表者となる若手研究者の対象

若手として 20 代、30 代を中心とした活動を想定していますが、年齢を問わず、次世代を担うプロジェクトメンバーを対象とします。ただし、任期の有無を問わず教授職・教授相当職にある者は対象外とし、任期の定めのない准教授職・任期の定めのない准教授相当職は原則として 39 歳以下（連携研究開始年度 4 月 1 日現在）とします。

④ 重複提案の制限

原則として、R3 若手ファンド（通常型）の連携研究において、複数の連携研究テーマの課題代表者として提案することは不可とします。

ただし、他の連携研究テーマと研究課題（研究内容）の重複が無く、該当する研究者のエフォートの確保に問題が無ければ、そうした事情の説明を提案書（※）に記載した上で提案し、問題無いと認められる場合には、選考の対象となります。

また、テーマ・課題参加者（課題代表者であるか否かによらない）が、実質的に同一の内容で複数のテーマ・課題に参画すると判断された場合、選考対象とならないことがあります。

※（若手様式 1）R3 提案書【提案内容】

VI 若手ファンドにおける他の提案及び実施の状況（該当する場合）

- ⑤ 大学等や企業など参加する研究者の所属を問いませんが、COI プログラムの制度として、企業への研究開発費の配分はありません。
- ⑥ 国内の拠点外研究機関連携による申請については、採択後、当該研究機関は連携する拠点のいずれかに参画する必要があります。
- ⑦ 海外の研究機関と連携する場合において、当該海外研究機関へ JST から委託研究開発費を支出することはありません。

（3）提案の方法

「とりまとめ担当」が所属する拠点の研究推進機構から、電子メールにて提出してください。

なお、課題代表者となる若手は、所属する各 COI 拠点のプロジェクトリーダー（PL）へ事前に確認することが必要です。

また、拠点に参加する研究者等が、研究分担者等として各課題に参加する場合は、原則として、提案様式の「連携する拠点」に拠点名を記載し、当該拠点の PL へ事前に確認してください。

当該拠点の PL は、若手の企画立案を支援するとともに、採択された際には当該連携研究

の円滑な推進を拠点として積極的に支援するよう取り計らってください。

提案書類は、若手連携研究ファンドの目的達成にふさわしい連携研究テーマを選定するための審査に使用するもので、記載された内容等については「(7) 提案情報及び個人情報の取り扱い」に準じます。

提案書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

【提案書様式の入手方法】

JST からは、各 COI 拠点研究推進機構に提供していますので、研究推進機構へお問い合わせください。また、以下の URL より一式ダウンロードすることができます。

提案要領・様式一式
<https://www.jst.go.jp/coi/download/file/wakate/r3set.zip>

【提出先】

JST イノベーション拠点推進部 COI グループ COI プログラム担当
電子メールアドレス coi@jst.go.jp
件名：【COI 若手連携研究ファンド】提案書提出

※ メール送信容量等懸念がある場合には、事前にご連絡ください。

(4) 提案書類の提出期限

令和2年12月11日(金) 13時

(5) 提案に必要な書類(提案書類)

以下の提案書類を作成してください。各様式の具体的な記載要領は、各様式に青字で注釈・例示をしています。提出時には青字及び様式中の注釈・例示は全て削除してください。

(若手様式1) R3 提案書【提案内容】

(若手様式2) R3 提案書【特殊用語等の説明】

(6) 提出にあたっての注意事項

- ① 「とりまとめ担当」所属拠点の研究推進機構から提出してください。
- ② 提案書類作成にあたっては、様式を踏まえて簡潔かつ要領良く作成してください。
- ③ 提案書には下中央に通し頁番号を付けてください。
- ④ 提案書は、PDF 形式に変換の上、提出してください。PDF への変換は印刷物をスキャナー

等で取り込むのではなく、WORD 等アプリケーションから直接 PDF 形式へ変換処理をしてください。PDF ファイルには印刷制限・コピー制限などのセキュリティ設定を行わないでください。

(7) 提案情報及び個人情報の取り扱い

① 提案情報の管理について

提案書類等の提出物は審査のために利用します。

選定した個々の研究チームに関する情報（連携研究テーマの名称・概要、個別課題名、課題代表者の氏名・所属機関名・役職、連携する拠点名）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、選定後適宜 JST の COI プログラム・ホームページ等において公開する予定です。選定されない場合については、その内容の一切を公表しません。

② 個人情報の管理について

提案応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

- ・本 COI 若手連携研究ファンドの審査及び審査に関係する事務連絡等に利用します。
- ・審査後、選定された提案については引き続き各種事務連絡等に必要な連絡用として利用します。
- ・JST が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の募集、事業案内等の連絡に利用します。

4. 審査の方法及びスケジュール

(1) 審査の方法

連携研究提案については、形式審査、書面審査、面接審査による審査を行います。審査の過程においては、提案内容等について問い合わせを行う場合があります。

審査は非公開で行われますが、連携研究提案との利害関係者は、当該提案の審査を担当しません。また、審査に携わる評価関係者は、一連の審査で取得した一切の情報を、評価関係者の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することが義務づけられています。

(2) 審査の手順

審査は、次の手順により実施します。

① 形式審査

提出された提案書類について、提案の要件（提案者の要件、必要な書類の有無等）を満たしているかについて審査します。

提案者の要件

3. (2) ① 提案者（課題代表者）
3. (2) ② とりまとめ担当の指定
3. (2) ③ 課題代表者となる若手研究者の対象
3. (2) ④ 重複提案の制限

② 書類審査

JST（COI 若手連携研究ファンド審査会）にて、書類審査を実施し、面接審査の対象とする提案を選定します。

③ 面接審査

JST（COI 若手連携研究ファンド審査会）にて、面接審査を実施します。

面接審査は、令和 3 年 1 月下旬～2 月を予定しています。実施要領・日程等は改めて対象者にお知らせいたします。

④ 連携研究テーマの決定

書類審査及び面接審査の評価を踏まえ、JST は連携研究テーマを決定します。

(3) 審査の観点

審査（形式審査は除く）は、以下の観点に基づき総合的に実施します。なお、今般の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大・長期化による社会環境や研究環境の変化を受け、DX（デジタル・トランスフォーメーション）化や With/After コロナ時代に即した提案であるかどうか加味します。

① 各拠点が目指す将来の姿との関連性と必要性

- ・提案に参加する各拠点の「拠点が目指す将来の姿」の実現に寄与する連携研究テーマであり、単独の拠点活動では得ることが困難な、研究成果の創出を目指した提案となっているか。

② 目標・アプローチの斬新性と挑戦性

- ・連携研究が目指す最終的な目標は新規性があり、他の手法や従来技術と比較して優位性があるか。
- ・連携研究での取組は、拠点が現在取り組む研究開発課題の一部を切り出したものではなく、若手研究チーム独自の発想による挑戦的な提案となっているか。

③ 計画の妥当性

- ・連携研究が目指す最終的な目標に対して、本支援期間内で達成する目標（マイルストーン）は明確になっているか。
- ・研究チーム内での情報共有、連携する拠点への進捗共有が図られているか。

④ 支援終了後の展開について

- ・1 年度間の若手ファンド支援終了後の連携研究の展開について、各拠点の取り組みとして実施することや、他の資金（競争的研究資金又は企業からの共同研究資金等）の活用などの構想が示されているか。
- ・なお、継続提案については、具体的な展望があり、計画が示されているか。

- ⑤ 継続支援の効果について（継続提案のみ）
- ・1年度間の追加支援（継続）により、令和2年度中の成果・進捗に対して、格段の進展（優れた成果の創出や、拠点での本テーマ化ないし他の資金の獲得による自立化の見込みの格段の向上）が見込めるか。

（4）結果の通知等

- ① 最終的に、全ての提案について結果の通知を行います。
面接審査前に、面接審査の対象となったか否かについて、全ての提案に対してご連絡します。

（連絡・通知先）

- ・電子メールでの連絡については、連携する各拠点の窓口（中核機関研究推進機構）及び各課題代表者宛に行います。
 - ・課題代表者がサテライトに所属する場合は、中核機関研究推進機構に加えサテライトの窓口宛にも連絡します。
 - ・選考結果通知（書類）は、連携する各拠点のPL宛及び各課題代表者宛に作成し、各課題代表者の所属する拠点窓口（中核機関研究推進機構）に郵送します。
- ② 決定した連携研究については、連携研究テーマの名称・概要、個別課題名、課題代表者の氏名・所属機関名・役職、連携する拠点名をCOIプログラム・ホームページ等で公表します。選定されない場合は、提案内容の公表は一切行いません。
- ③ 提案情報の管理については「3.（7）提案情報及び個人情報の取り扱い」を参照してください。

（5）スケジュール

- | | |
|-----------|------------------|
| ○ 募集開始 | 令和2年10月16日（金） |
| ○ 募集終了 | 令和2年12月11日（金）13時 |
| ○ 書類審査 | 令和2年12月～令和3年1月 |
| ○ 面接審査 | 令和3年1月下旬～2月 |
| ○ 審査結果の通知 | 令和3年3月頃 |
| ○ 連携研究の開始 | 令和3年4月（通知日以降） |

II 選定後のながれ

1. 連携研究の実施

連携研究に参画する若手により研究チームを編成し、各若手が所属する拠点の支援の下、連携研究を実施していただきます。

支援期間終了後において、各拠点での研究開発課題への組み込み、当該拠点間での研究開発の継続、外部資金の獲得等へ発展することを目指して連携研究に取り組んでいただきます。

2. 若手研究者、研究チーム及び関連する COI 拠点の責務等

連携研究に参加する研究者は、JST の委託研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識、公正かつ効率的に執行する責務があります。

(1) 若手による連携研究の推進

連携研究の課題代表者は、連携研究遂行上のマネジメント、成果の公表等、推進全般についての責任を持つ必要があります。

また、各若手が属する拠点においては、若手が行う連携研究について研究開発環境の確保等の支援を担います。

(2) 情報共有の推進

拠点活動と連携研究の相乗効果を最大限引き出すために、拠点内や研究チーム内での有用な知見・進捗状況などの情報共有が重要です。とりまとめ担当を中心に、情報共有の推進に努めてください。

また、拠点横断的な研究開発連携を促進する趣旨の下、研究チーム及び連携する COI 拠点は、各拠点内（PL、RL 及び研究推進機構）及び拠点間での情報共有を進めてください。

3. 大学等の責務等

(1) 委託研究開発契約の締結

JST は、研究開発費を追加配分する大学等との「委託研究開発契約」に含めて契約を締結します。

拠点外研究機関連携として、新たに参画する大学等がある場合には、当該大学等と JST において新たに委託研究開発契約を締結します。この場合においては、当該 COI 拠点への参画に関しては、別途、計画変更申請書の提出が必要となります。計画変更申請については、COI プログラム事務処理要領を参照してください。

(2) COI プログラム年度計画書への反映

連携研究テーマについては、若手が所属する各 COI 拠点の年度計画書へ反映します。

研究開発課題の追加、研究開発資金計画への追加、参加者一覧への追記、連携研究計画の追加等となります。詳細は、別途ご案内しますが、記載例等については、年度計画書（計画様式 3）の若手ファンドに関する記載を参照してください。

(3) 経理管理、実施報告

JST と委託研究開発契約を締結した機関は、研究開発費の経理状況を常に把握するとともに、研究開発費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。また、研究開発費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。

委託研究開発契約に基づく各種報告書等については、若手が所属する大学等の報告内容に含めて提出してください。

(4) 取得物品の帰属

COI プログラム事務処理要領のとおりです。

JST が支出する委託研究開発費により大学等が取得した設備等については、大学等に帰属させることが可能です。

なお、これら設備等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

5. 知的財産権の帰属等

研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権）については、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール制度）を適用し、同条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属させることができます。

知的財産の取り扱いについては、各 COI 拠点の方針に従ってください。

6. 研究開発の成果等の発表

若手ファンドにより得られた成果は、知的財産の保護等、各 COI 拠点が定める運営方針にご留意いただいた上で、国内外の学会、展示会、マスコミ等に広く公表するなど、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、支援期間中及び終了後に、必要に応じて、得られた成果を発表していただく場合があります。

新聞、図書、雑誌論文等によって本プログラムで得られた成果を発表される場合は、JST に事前にご一報いただくとともに、「COI プログラムによる成果」であることを必ず明記していただきますようお願いいたします。

7. その他

本提案要領に記載の無い事務手続き等については、COI プログラム事務処理要領に従います。

III Q&A

Q1. 各拠点から参加する担当者が全て、課題代表者となる必要があるのでしょうか。

A1. 各拠点から参加する担当者が全て、課題代表者となる必要はありませんが、各拠点から少なくとも1名は課題代表者として提案してください。

例えば、3拠点から5名の研究者が参加する研究チームの場合は、研究課題が三つ・課題代表者が3名で、2名は参加者として参画するという提案も対象とします

連携研究テーマ：〇〇システムの実現に向けた調査とプロトタイプの構築

連携する拠点：A 拠点、B 拠点、C 拠点

研究課題1：〇〇システムの企画と調査

課題代表者：A 拠点 A 研究員

参加者：B 拠点 B1 研究員、C 拠点 C1 研究員

研究課題2：プロトタイプシステムの構築

課題代表者：B 拠点 B1 研究員

参加者：B 拠点 B2 研究員

研究課題2：〇〇のための〇〇の解明

課題代表者：C 拠点 C1 研究員

参加者：C 拠点 C2 研究員

Q2. COI 拠点以外の研究者も参加することは可能でしょうか。

A2. COI 拠点へ参画していない研究者と連携することも可能です。

ただし、当該研究者への JST 委託研究開発費の配分が必要となる場合には、課題代表者の所属する拠点へ当該研究者の所属する大学等が参画し、JST と委託研究開発契約を締結することが必要となります。

Q3. 研究チームに企業からの参加が必要でしょうか。

A3. 提案においては、企業の参画は必須としません。

ただし、提案時に企業の若手研究者・技術者との連携を妨げるものではありません。また、企業への研究費の配分は行いません。企業から参加する場合は、関係する大学等への出向・派遣等による参加もあわせてご検討ください。

Q4. 連携研究テーマは社会実装に直結する提案でなくてはならないでしょうか。

A4. 連携研究自体として、直接的に社会実装（事業化や普及）を目指す必要はありません。

ただし、連携研究テーマの取組として各課題代表者の属する拠点間の連携にどのように貢献して相乗効果を生み、各拠点の「目指すべき将来の姿」の実現にどのように貢献するのか明らかにしてください。

Q5. 連携研究テーマにおける研究開発の責任者は、若手が所属する拠点のプロジェクトリーダーになるのでしょうか。

A5. 各研究課題の代表者が連携研究テーマにおける研究開発の責任者となります。また、研究開発費の執行責任者は、各大学等の委託研究開発契約書に記載する「研究開発の担当者」となります。

- Q6. 若手研究者の対象にある、教授職・教授相当職や任期の定めのない准教授職・任期の定めのない准教授相当職にはどのような職となりますか。
- A6. 教授職・教授相当職としては、大学・高専等の教授・特任教授・客員教授等呼称に「教授」を用いる職や研究機関の部・室・グループ長等を想定しています。准教授職・准教授相当職としては、大学・高専等の准教授や研究機関の主任研究員等を想定しています。提案時に判断に迷う場合には、JST までお問い合わせください。
- Q7. 「※拠点外研究機関の範囲」(P. 2)について記載されていますが、拠点到参画する研究機関の(既に拠点メンバーである者以外の)研究者等は参画できないのでしょうか。(追加)
- A7. 拠点到参画する研究機関の研究者等についても、提案テーマに参画することは可能です。ただし、これをもって「2 拠点以上の拠点間連携又は拠点外研究機関との連携」の要件を満たしたことになりませんので、ご留意下さい。
- Q8. 令和 2 年度新規採択の連携研究課題及び調査課題による継続課題について、「課題代表者となる若手研究者の対象」(P. 3)の要件の判断時点はいつになりますか。
- A8. 継続課題については、新規採択年度(令和 2 年度)を連携研究開始年度と見なし、令和 2 年(2020 年)4 月 1 日時点で要件を満たしていれば、継続課題として提案することが可能です。

以上